

だい しょう しょう しゃけいかく しさくてんかい おうだんてきぶんや  
第4章 障がい者計画の施策展開（横断的分野）

おうだんてきぶんや しょう とう りかいそくしん  
横断的分野1 障がい等への理解促進

げんじょう かだい  
＜現状と課題＞

きょうせいしゃかい じつげん しみん きぎょう ひろく しゃかいぜんたい しょう  
共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、障  
がいのある人に対する理解を一層深めていく必要があります。

とく しょう ひと しょう とう たい りかい そくしん  
特に、障がいのない人たちへの障がい等に対する理解の促進や、  
へんけん かいしょう じゅうよう  
偏見の解消が重要です。

しかし、札幌市が実施した調査結果からは、障がいのある人への  
りかい すす けっか しょう ひと  
理解があまり進んでいないという結果がでています（⇒24ページ  
さんしょう  
参照）。

これらを解決するためには、障害者基本法をはじめとした障がい  
ふくし かん せいどう ふきゅう はか しょう とうじしゃ ふきゅう  
福祉に関する制度等の普及を図るほか、障がい当事者による普及・  
けいはつかつどう いっそうすいしん こ ころ しょう たい  
啓発活動を一層推進するとともに、子どもの頃から、障がいに対する  
りかい ふか とりくみ すす ひつよう  
理解が深まるような取組を進める必要があります。

ねんどしょう じしゃじつたいとうちょうさ  
＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

しょう しゃ りかい ふか ひつよう  
障がい者への理解が深まるために必要なこと

- ふくしきょういく じゅうじつ しょう しゃちょうさ しょう じちょうさ  
・福祉教育の充実（障がい者調査 44.9%、障がい児調査  
61.6%、難病患者調査 59.3%）
- ぼらんていあ いくせい しょう しゃちょうさ しょう じちょうさ  
・ボランティアの育成（障がい者調査 32.1%、障がい児調査  
29.0%、難病患者調査 50.9%）
- しょう ひと ひと いっしょ きょういく ば しょう じちょうさ  
・障がいのある人とない人が一緒に教育できる場（障がい児調査  
70.4%）

## ◆基本方針

基本方針1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図ります。

基本方針2 市民や企業の自主的な福祉活動を支援し、理解促進を図ります。

## ◆基本施策

基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

基本施策2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

## 基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 子どもの時から、障がいのある人に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。
- 障害者週間記念事業や文化・芸術イベント、その他様々な行事等を通じ、障がいのある人とない人の交流を促進します。

## <重点取組>

- ◆ ヘルプマークやヘルプカード（⇒178ページ参照）の普及を通じた内部障がい等の理解促進（新規）  
難病や内部障がいなど、外見上分かりづらい障がいのある

ひとへるぶまーくも しゅういひと はいりよ  
人にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮  
ていきょう かんきょう すいしん  
を提供しやすい環境づくりを推進していきます。

また、さいがいじ ひつよう はいりよじこう きさい  
たヘルプカードとあわせて、広めていきます。

◆ 手話が言語であることについての普及啓発（新規）

手話が日本語などの音声言語とは異なる独自の言語であるこ  
とについて、より多くの市民に理解が広がるよう、ホームページ  
やパンフレット、動画など、様々な媒体を活用し、分かりやす  
い普及啓発を行います。

◆ 出前講座（⇒178ページ参照）や普及啓発用冊子等を活用した  
啓発・広報

ちいき がっこう でむ しょう ふくし かん とりくみ  
地域や学校に出向いて、障がい福祉に関する取組などについ  
て紹介することで、市民のみなさんと情報共有を行い、心の  
ばりあふりーや、しょう ふくし いっしょ かんが  
バリアフリーや、障がい福祉について一緒に考えていきます。

また、ふきゅうけいはつようさっし ないよう じゅうじつ さまざま きかい はいふ  
普及啓発用冊子の内容を充実させ、様々な機会に配布  
することにより、しょう しゃりかい そくしん はか  
障がい者理解の促進を図ります。

◆ 福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本（⇒178ページ  
参照）など）

がっこうきょういく しょう ひと たい りかい ふか  
学校教育において障がいのある人に対する理解を深めても  
らうため、ふくしどくほん さくせい しなひ しょうがっこう はいふ じゅぎょう  
福祉読本を作成し、市内の小学校に配布し、授業に  
やくだ  
役立てます。

しょうがいしゃしゅうかんきねんじぎょう　じっし  
◆ 障害者週間記念事業の実施

しょう　しゃふくし　かんしん　りかい　ふか　しょう  
障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障  
がい者のしゃかいさんか　いっそうそくしん　しょうがいしゃしゅうかん　がつ  
社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3  
～9日）の期間中、けいはつじぎょうとう　おこな  
啓発事業等を行います。

きほんしさく　こうきょうさ　ー　び　す　じゅうじしゃ　きぎょう　がっこう　たい　りかいそくしん  
基本施策2　公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

- こうきょうさ　ー　び　す　じぎょうしゃとう　たい　ちいきふくし　かんしん　りかい　ふか  
公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めても  
らうため、かくしゅけんしゅう　じっし　とりくみ　すす  
各種研修の実施などの取組を進めます。

じゅうてんとりくみ  
＜重点取組＞

しょう　とうじしゃ　こうしはけん  
◆ 障がい当事者の講師派遣

しょう　とうじしゃ　こうし　ようせい　とうろく　ひと　がっこう　きぎょう  
障がい当事者を講師として養成・登録し、その人を学校、企業  
とう　はけん　こうぎ　でいすかっしょん　べーじさんしょう  
等に派遣して、講義やディスカッション（⇒179ページ参照）  
とう　おこな　きかい　かくじゅう　しょう　ひと　たい  
等を行う機会を拡充することで、障がいのある人に対する  
りかいそくしん　はか  
理解促進を図ります。

きほんしさく　ぼらんていあかつどう　しゃかいこうけんかつどう　しえん  
基本施策3　ボランティア活動・社会貢献活動への支援

- かくしゅけんしゅう　さまざま　ぼらんていあかつどう　しゃかいこうけんかつどう　さんか　つう  
各種研修、様々なボランティア活動や社会貢献活動への参加を通じ  
て、しょう　とう　りかい　そくしん  
障がい等への理解を促進します。

じゅうてんとりくみ  
＜重点取組＞

ぼらんていあかつどう　しえん  
◆ ボランティア活動への支援

ぼらんていあかつどう　そうだん　とうろく　じゅきゅうちようせい　ぼらんて  
ボランティア活動の相談・登録・需給調整のほか、ボランテ  
いあかつどうきざい　かした　じんざいようせい　けんしゅうとう　おこな  
ィア活動機材の貸出し、人材養成のための研修等を行います。

◆まちづくり活動への支援（市民活動サポートセンターの運営・さぼ  
ーとほっと基金（⇒179ページ参照））

障がいのある人などを対象に保健・医療・福祉分野の活動な  
どを行う市民活動団体に対して、支援を実施します。

げんじょう かだい  
＜現状と課題＞

さっぽろし さいほうし ふくし しょうれい せいてい しょう  
札幌市では、「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定し、障がい  
ひと こうれい ひと ふく すべ ひと あんしん かいてき く  
のある人や高齢の人を含む全ての人々が安心して、快適に暮らせるまち  
づくりを目指し、しみん じぎょうしゃとう はばひろ いけん き  
市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに  
かんが ふくし そうごうてき すいしん  
考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進してきました。

ご へいせい ねん ねん せいてい こうれいしゃ しょうがいしゃとう  
その後、平成18年（2006年）に制定された「高齢者、障害者等  
いどうとう えんかつか そくしん かん ほうりつ ぱりあふりーしんほう  
の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」をうけ、  
へいせい ねん ねん しん さっぽろし ぱりあふりー きほんこうそう さくてい  
平成21年（2009年）に新・札幌市バリアフリー基本構想を策定し、  
しな い じゅうてんせいびちく せいてい しせつ ぱりあふりーか すいしん  
市内53の重点整備地区を設定し、施設のバリアフリー化を推進して  
います。

こうした けっか しみん みな ぶつりてき ぱりあ ペーじ  
こうした結果、市民の皆さんに、物理的なバリア（⇒179ページ  
さんしょう すこ かいぜん にんしき いっぽう せいど  
参照）が少しずつ改善されていると認識されている一方で、制度、  
ぶんか じょうほう いしきとう ぱりあ ペーじさんしょう かいぜん  
文化・情報や意識等のバリア（⇒179ページ参照）の改善があまり  
すす う と かた  
進んでいないという受け止められ方がされています。

いぜん しえいじゅうたく ぐるーぷほーむ ちいきせいかつ  
また、依然として、市営住宅やグループホームなど、地域生活を  
おく ひつよう す ば かくほ もと  
送るうえで必要な、住まいの場の確保が求められています。

さら へいせい ねん ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう  
更に、平成28年（2016年）4月に、障害者差別解消法が施行さ  
れたことにより、しゃかい ばめん あくせしびりてい りよう  
れたことにより、社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ（利用の  
しやすさ）の向上に努めていく必要があります。

ねんどしょう じしやじつたいとうちようさ  
＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

かく かいぜん かいとう ひと わりあい  
各バリアを改善されていると回答した人の割合。

ぶつりてき せいどてき ぶんか じょうほうめん  
物理的バリア（60.4%）、制度的バリア（28.2%）、文化・情報面  
でのバリア（39.3%）、いしきじょう  
意識上のバリア（27.5%）

◆<sup>きほんほうしん</sup>基本方針

基本方針 1 <sup>すべ</sup>全ての市民が<sup>あんしん</sup>安心して<sup>かいてき</sup>快適に<sup>く</sup>暮らせるまちづくりを進め  
<sup>すす</sup>ます。

◆<sup>きほんしさく</sup>基本施策

基本施策 1 <sup>ばりあふりー</sup>バリアフリーに<sup>もと</sup>基づくまちづくりの<sup>すす</sup>推進

基本施策 2 <sup>す</sup>住まいの<sup>かくほ</sup>確保

◆<sup>きほんしさく</sup>基本施策 1 <sup>ばりあふりー</sup>バリアフリー（⇒179ページ参照）に<sup>もと</sup>基づくまちづくり  
の<sup>すす</sup>推進

○ <sup>すべ</sup>全ての市民が<sup>ねん</sup>1年を<sup>つう</sup>通じて<sup>あんしん</sup>安心して<sup>あんぜん</sup>安全に<sup>く</sup>暮らすことができるよう、  
<sup>ばりあふりー</sup>バリアフリー<sup>しんぽう</sup>新法や<sup>さっぽろしふくし</sup>札幌市福祉の<sup>じょうれい</sup>まちづくり<sup>もと</sup>条例に<sup>けんちくぶつ</sup>基づき、<sup>けんちくぶつ</sup>建築物や  
<sup>どうろ</sup>道路の<sup>ばりあふりー</sup>バリアフリー<sup>か</sup>化を進めるとともに、<sup>おお</sup>より<sup>ひと</sup>多くの人<sup>あんぜん</sup>が安全・<sup>かいてき</sup>快適に  
<sup>りよう</sup>利用できる<sup>ゆにばーさる</sup>ユニバーサル<sup>でざいん</sup>デザイン（⇒180ページ参照）による<sup>べー</sup>まちづ  
<sup>すす</sup>くりを進めます。

◆<sup>じゅうてんとりくみ</sup>重点取組

◆<sup>ふくし</sup>福祉の<sup>すす</sup>まちづくり<sup>すす</sup>推進会議

<sup>すべ</sup>全ての市民が<sup>あんしん</sup>安心して<sup>かいてき</sup>快適に<sup>く</sup>暮らせるまちづくりを進めるた  
<sup>しみん</sup>め、市民や<sup>じぎょうしゃとう</sup>事業者等から<sup>はばひろ</sup>幅広く<sup>いけん</sup>意見を<sup>き</sup>聞き、<sup>かんが</sup>ともに<sup>かんが</sup>考えながら、  
<sup>ふくし</sup>福祉の<sup>そごうてき</sup>まちづくりを<sup>すす</sup>総合的に<sup>すす</sup>推進します。

◆<sup>やさ</sup>優しさと<sup>おも</sup>思いやりの<sup>ばりあふりー</sup>バリアフリーの<sup>すす</sup>推進

<sup>さっぽろし</sup>札幌市が<sup>あら</sup>新たに<sup>しせつ</sup>施設を<sup>せいび</sup>整備する<sup>さい</sup>際に、<sup>しょう</sup>障<sup>ひと</sup>がいの<sup>ひと</sup>ある人や、

高齢の人の力を借りて、人の目や感覚で確認していく「公共施設のバリアフリーチェックシステム」と、多くの人々が利用する建築物での事故を未然に防ぎ、障がいのある人、高齢の人にとって安全で使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するための「危険施設等通報システム」について引き続き活用していくとともに、効果的なシステムの在り方についても検討していきます。

◆新・札幌市バリアフリー基本構想に基づく整備推進

新・札幌市バリアフリー基本構想に基づき、全ての人々が安心して暮らし、分け隔てなく社会活動に参加できるまちづくりを目指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進します。

また、新・札幌市バリアフリー基本構想についても、段階的、継続的な発展を図っていきます。

◆交通バリアフリー推進事業

障がいのある人や高齢の人などが公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、公共交通事業者が行うバリアフリー化整備について補助を行うことで、各管理者と連携しながら取組を進めます。

◆ユニバーサルデザインタクシー導入費補助事業（新規）

車椅子使用者に限らず、足腰の弱い高齢の人、妊産婦、ベビーカーを使用している人等、誰もが利用しやすい構造のユニバー



さるでざいんたくしー びきゆうそくしん はか たくしーじぎょうしゃ  
サルデザインタクシーの普及促進を図るため、タクシー事業者  
とう こうにゆうひよう たい ほじょきん こうふ  
等の購入費用に対して、補助金を交付します。

◆ 歩道バリアフリー整備事業

だれ あんしん ほこう ほどう ていきょう じゅうてんてき  
誰もが安心して歩行できる歩道を提供するため、重点的に  
せいび ちく せいかつかんれんけいろ ほどう ばりあふりーか  
整備するべき地区の生活関連経路の歩道のバリアフリー化を  
すいしん  
推進します。

◆ 安全・安心な公園再整備事業

しょう ひと こうれい ひと だれ かいてき りよう  
障がいのある人や高齢の人など誰もが快適に利用できる  
こうえんせいび すす でいりぐち えんろだんさかいしょう かいだん て  
公園整備を進めます。出入口・園路差解消や階段の手すり  
せっち べんち きゅうようしせつ しんしょうしゃたいおうがたべんじょ かいしゅうとう  
設置、ベンチなどの休養施設・身障者対応型便所の改修等を  
おこな  
行います。

◆ 市有施設の保全改修に併せたバリアフリー化による改善の推進

おす とめいとたいおうと いれ ペーじさんしょう せっち てんじ  
オストメイト対応トイレ（⇒180ページ参照）の設置や点字  
ぶろっく ふせつ きそん しゅうしせつ ほぜんかいしゅう あわ  
ブロックの敷設など、既存の市有施設の保全改修に併せて、  
ばりあふりーか かいぜん すす  
バリアフリー化による改善を進めます。

◆ 地下鉄・市電における安全対策等

ちかてつ しでん あんぜんたいさくとう  
地下鉄利用客に対する施設等の利用方法の周知や、マナー  
こうじょうとう よ しせつとう りようほうほう しゅうち まな  
向上等と呼びかけるなど、障がいのある人や高齢の人などが  
あんぜん あんしん ちかてつ りよう とりくみ すす  
安全で安心して地下鉄を利用できるよう取組を進めます。

ろめんでんしゃていりゅうじょう ばりあふりーか しんがたていしゅうしゃりょう  
また、路面電車停留場のバリアフリー化や新型低床車両  
どうにゅう すす すべ ひと しせつせいび おこな  
導入を進めるなど、全ての人にやさしい施設整備を行います。

◆安全な自転車利用環境の推進

歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境  
の悪化などの課題を踏まえ、障がいのある人をはじめとする全  
ての市民が、安心・安全に通行できる自転車利用環境を実現す  
るため、「自転車通行空間の明確化」、「総合的な駐輪対策の  
推進」、「ルール・マナーの効果的な周知と啓発」を図ります。

## 基本施策2 住まいの確保

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームの整備等により住まいの場の充実を図るとともに、地域や住宅関係事業者等に対し、障がいのある人への理解を促進します。

### <重点取組>

- ◆グループホームの整備推進  
グループホームの整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。
- ◆住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組  
市営住宅抽選時の優遇や、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の普及などにより、公的賃貸住宅と民間住宅の市場全体で住宅セーフティネット（安全策）を構築し、高齢の人、障がいのある人など住宅確保要配慮者の居住の場の安定確保を目指します。
- ◆車椅子利用者向け市営住宅の整備  
恒常的に車椅子を使用している障がいのある人のための住戸を、市営住宅の一部に整備します。

げんじょう かだい  
**<現状と課題>**

しょう ひと じょうほうしゅとく こみゆにけーしょん  
 障がいのある人の情報取得やコミュニケーションにおいては、でき  
 かり、それぞれの障がいの特性に応じた手段を選択し、利用できる  
 ことが重要です。

さっぽろし しょう とくせい おう しゅだん じょうほう しゅとく こみ  
 札幌市では、障がいの特性に応じた手段により、情報の取得やコミ  
 ュニケーションしやすい環境の整備に向けて、平成29年（2017年）  
 12月に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の  
 促進に関する条例（障がい者コミュニケーション条例）」を施行して  
 おり、この条例に基づき、障がい特性に応じたコミュニケーション  
 手段の利用を促進することで、情報アクセシビリティ（⇒180ページ  
 参照）の向上を推進するとともに、意思疎通支援を充実していく必要  
 があります。

ねんどしじょう じしやじつたいとうちじょうさ  
**<2016年度障がい児者実態等調査から>**

かそくいがい ひと いし そつう じかん ひとり  
 家族以外の人との意思の疎通について、時間がかかったり、1人では  
 むずか かた わりあい しょう しゃちじょうさ しょう じちじょうさ  
 難しい方の割合（障がい者調査 43.9% 障がい児調査 55.6%）

きほんほうしん  
**◆基本方針**

きほんほうしん しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りかい  
**基本方針1** 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解と  
 りょう そくしん しょう ひと じょうほう しゅとく こ  
 利用を促進し、障がいのある人が情報を取得したり、コ  
 ミュニケーションしやすい環境づくりを進めます。

きほんほうしん しょう ひと じょうほうつうしんぎじゅつ りょうおよ かつよう きかい  
**基本方針2** 障がいのある人の情報通信技術の利用及び活用  
 の拡大を図り、情報アクセシビリティの向上につなげま  
 す。

◆<sup>きほんしさく</sup>基本施策

基本施策1 <sup>しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りかいそくしん</sup> 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

基本施策2 <sup>しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りようそくしん</sup> 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

基本施策3 <sup>しょう はいりよ しせいじょうほう ていきょう</sup> 障がいに配慮した市政情報の提供

基本施策4 <sup>じょうほうつうしんぎじゅつ じょうほうあくせしびりてい こうじょう</sup> 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

◆<sup>きほんしさく</sup>基本施策1 <sup>しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りかいそくしん</sup> 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

- <sup>しゅわ ようやくひっき てんじ へいい ひょうげん しょう とくせい おう</sup> 手話や要約筆記、点字、平易な表現など、障がいの特性に応じた  
<sup>さまざま こみゆにけーしょんしゅだん ひろ しみん りかい そくしん</sup> 様々なコミュニケーション手段について、広く市民の理解を促進します。

◆<sup>じゅうてんとりくみ</sup>重点取組

◆ <sup>こみゆにけーしょんしゅだん かん ぷきゅうけいはつ しんき</sup> コミュニケーション手段に関する普及啓発（新規）

<sup>しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん ないよう</sup> 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それ  
<sup>しゅだん ひつよう ひと しょう とくせい ひつよう はいりよ</sup> ぞれの手段を必要とする人の障がいの特性、必要とする配慮な  
<sup>ほーむぺーじ ばんふれっと どうが</sup> どについて、ホームページやパンフレット、動画などにより分か  
<sup>しゅうち</sup> りやすく周知していきます。

◆ <sup>こみゆにけーしょんしゅだん まな きかい ていきょう</sup> コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供

<sup>おお しみん しょう とくせい おう こみゆにけーしょん</sup> より多くの市民に障がい特性に応じたコミュニケーション  
<sup>しゅだん まな こうしゅうかい だまえこうざ かいさい</sup> 手段を学んでいただくため、講習会や出前講座などを開催しま  
 す。

◆ <sup>こみゆにけーしょんしゅだん まな とりくみ しえん しんき</sup> コミュニケーション手段を学ぶ取組への支援（新規）

<sup>しみん じしゅてき しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん</sup> 市民が自主的に障がい特性に応じたコミュニケーション手段

まな とりくみ しえん さっぽろし ほーむ ペーじ を学ぶ取組を支援するため、札幌市のホームページにおけるサークル活動の紹介等の取組を行います。

【障がい特性に応じたコミュニケーション手段の例】

しゅわ 手話	て ゆび うご しかくじょうほう いたし そつうとう おこな 手や指の動きなどの視覚情報により意思の疎通等が行 われる言語です。
しよくしゅわ 触手話	しかく ちょうかく しょう ひと もう しゅわ しゅわ 視覚と聴覚に障がいのある人（盲ろう者）が、手話を ひょうげん あいて て ぶ じょうほう しゅとく 表現する相手の手に触れて情報を取得するものです。
ようやくひっき 要約筆記	ばそこん のーと ひっき とう ほうほう おんせいじょうほう パソコンやノートに筆記する等の方法で音声情報を ようやく もじとう じょうほう つた 要約し、文字等で情報を伝えるものです。
ひつたん 筆談	そうご のーと などにもじか いたし そつう おこな 相互にノートなどに文字を書いて意思の疎通を行うも のです。
てんじ 点字	へいめん も あ てん もじ ひょうげん 平面から盛り上がった6つの点により文字を表現する ものです。
おんやく 音訳	しかく しょう ひとむ しょせき しかくじょうほう 視覚に障がいのある人向けに、書籍などの視覚情報を おんせい ろくおん じょうほう つた 音声で録音し、情報を伝えるものです。

基本施策2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

- 障がいのある人が、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を円滑に利用できるよう、取組を進めます。

＜重点取組＞

◆意思疎通支援事業の円滑な実施

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと いたしそつうしえん ひ つづ  
障害者総合支援法に基づく意思疎通支援について、引き続き

えんかつ じぎょう じっし つと ペー じさんしょう  
円滑な事業の実施に努めます（⇒139ページ参照）。

◆意思疎通支援者の広域派遣（新規）

しみん さっぽろしがい しゅわつうやくとう いしそつう ひつよう  
市民が札幌市外において手話通訳等の意思疎通を必要とする  
ばあい たじちたい きょうりょく え げんち しえんしゃ はけん とりくみ  
場合に、他自治体の協力を得て、現地の支援者を派遣する取組を  
じっし  
実施します。

◆区役所等でのコミュニケーション支援機器の配置（新規）

くやくしょとう こみゆにけーしょんしえんきき はいち しんき  
区役所等に設置したタブレット端末（⇒180ページ参照）を  
しよう えんかくしゅわつうやく おんせいにしきあぶりけーしょん  
使用して、遠隔手話通訳や、音声認識アプリケーション（⇒180  
ページ参照）による音声情報の文字化を行います。

また、ちょうかくしょう ひと こみゆにけーしょんそくしん  
聴覚障がいがある人とのコミュニケーション促進のため、  
ちょうかくしょう ひと きと ほじょ かうんたがたじき  
聴覚障がいのある人の聞き取りを補助するカウンタ型磁気  
ゆうどうしすてむ ペー じさんしょう ひ つづ どうにゆう  
誘導システム（⇒181ページ参照）も引き続き導入していきま  
す。

◆合理的配慮に関する環境整備に対する支援（新規）

しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん かん ごうりてき  
障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する合理的  
はいりょ ていぎょう かんきょう せいび じぎょうしゃ しえん  
配慮を提供しやすい環境を整備するため、事業者を支援します。

◆コミュニケーション支援者の確保及び養成

しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ ペー じさんしょう しえんしゃ  
手話通訳者や要約筆記者（⇒181ページ参照）などの支援者を  
ようせい こうざ とう かい さい ひつよう  
養成するための講座等を開催します。また、必要な  
こみゆにけーしょんしえん おこな しえんしゃ かくほ つと  
コミュニケーション支援が行えるよう、支援者の確保に努めます。

◆ テレビ電話を活用した消費生活相談

聴覚障がいのある人が消費生活相談に訪れた場合に、テレビ電話を利用して手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な対応を図ります。

基本施策3 障がいに配慮した市政情報の提供

- 障がいのある人が市政に関する情報を取得しやすいよう、障がいに配慮した市政情報の提供を進めます。

<重点取組>

◆ 情報保障に関するハンドブックの作成・活用（新規）

情報取得やコミュニケーションに関する障がいのある人が参加する会議等における配慮などをまとめたハンドブックを作成し、活用します。

◆ 札幌市公式ホームページの管理運営

障がいのある人がホームページから情報を得やすいよう、アクセシビリティ（使いやすさ）の更なる向上を図るなど、ホームページ全体の使い勝手の向上に努めます。

◆ 福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介

福祉ガイド等を作成・配布し、障がいのある人が利用できる各種サービス等について広く周知を図ります。



◆<sup>てんじ おんせい</sup>点字・<sup>じょうほうていきょう</sup>音声による情報提供

<sup>しかく</sup>視覚に<sup>しょう</sup>障がいのある<sup>ひと</sup>人のために、<sup>こうほう</sup>広報さっぽろの<sup>てんじばん</sup>点字版「<sup>てんじ</sup>点字さっぽろ」、<sup>ろくおんばん</sup>録音版「<sup>こえ</sup>声のさっぽろ」を<sup>はっこう</sup>発行するなど、<sup>しせいじょうほう</sup>市政情報の<sup>てんじ おんせい</sup>点字・<sup>じょうほうていきょう</sup>音声による<sup>じゅうじつ</sup>情報提供の<sup>つと</sup>充実に努めます。

◆<sup>さまざま</sup>様々な<sup>しょう</sup>障がい<sup>はいりよ</sup>に配慮した<sup>じょうほうていきょう</sup>情報提供

<sup>とく</sup>特に、<sup>しょう</sup>障がい福祉に関する<sup>ばんふれっと</sup>パンフレットや<sup>がいどぶく</sup>ガイドブックなどは、<sup>ちてきしょう</sup>知的障がいのある<sup>ひと</sup>人などにも<sup>わ</sup>分かりやすい<sup>ひょうげん</sup>表現に<sup>こころ</sup>心がけ、<sup>かんじ</sup>漢字への<sup>るび</sup>ルビ、<sup>せんもんようごとう</sup>専門用語等への<sup>ちゅうしゃく</sup>注釈、<sup>にじげんこーど</sup>二次元コード<sup>つ</sup>を付けるなど、<sup>よ</sup>読みやすくする<sup>くふう</sup>工夫<sup>つと</sup>に努めます。

**基本施策 4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上**

○ <sup>しょう</sup>障がいのある<sup>ひと</sup>人が<sup>じょうほうつうしんぎじゆつ</sup>情報通信技術（<sup>いんたーねっと</sup>インターネットなど）を<sup>りよう</sup>利用することにより、<sup>ししょう</sup>支障なく<sup>じょうほうでんたつ</sup>情報伝達や<sup>じょうほうしゆとく</sup>情報取得ができるよう、<sup>しえん</sup>支援<sup>おこな</sup>を行います。

＜<sup>じゅうてんとりくみ</sup>重点取組＞

◆ <sup>しょう</sup>障がいのある<sup>ひと</sup>人の<sup>じょうほうつうしん</sup>情報通信に関する<sup>しえん</sup>支援（<sup>しょう</sup>障がい者IT（⇒<sup>ぺーじさんしやう</sup>181ページ参照）<sup>さぽーとせんたー</sup>サポートセンター）

<sup>しょう</sup>障がいのある<sup>ひと</sup>人の<sup>じょうほうつうしんぎじゆつ</sup>情報通信技術の<sup>りようきかい</sup>利用機会や<sup>かつやうのうりよく</sup>活用能力の<sup>かくさせせい</sup>格差是正を図るための<sup>はか</sup>総合的<sup>そうごうてき</sup>な<sup>さーび</sup>サービス<sup>すていきょうきよてん</sup>提供拠点として、「<sup>しょう</sup>障がい者ITサポートセンター」を<sup>しやあいてい</sup>設置し、<sup>せっち</sup>自立と<sup>じりつ</sup>社会参加<sup>しやかいさんか</sup>を<sup>そくしん</sup>促進することを<sup>もくてき</sup>目的に、ITに関する<sup>あいてい</sup>利用相談<sup>かん</sup>や<sup>りようそうだん</sup>情報提供<sup>じょうほうていきょう</sup>、<sup>ばそこ</sup>パソコン講習<sup>んこうしゅう</sup>の<sup>かいさい</sup>開催、<sup>ばそこ</sup>パソコンボランティア<sup>んぼらんていあ</sup>の<sup>ようせいおよ</sup>養成及び<sup>はけん</sup>派遣<sup>おこな</sup>を行います。

おうだんてきぶんや しょう りゆう さべつ かいしょう けんりようご  
横断的分野4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

げんじょう かだい  
＜現状と課題＞

へいせい ねん ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう ぎょうせい  
平成28年(2016年)4月、障害者差別解消法が施行され、行政  
きかんとく みんかんじぎょうしゃ しょう りゆう さべつてきとりあつかい きんし  
機関等や民間事業者に障がいを理由とする差別的取扱いが禁止さ  
れるとともに、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の  
じっし ひつよう ごうりてき はいりよ もと  
実施について必要かつ合理的な配慮が求められることとなりました。

いっほう か こ さべつてきとりあつかい う  
一方で過去に差別的取扱いを受けたことがあると感じたこと  
ある しょう がいのある ひと の割合は約4～6割を占め(⇒30ペー  
さんしょう しょうがいしゃさべつかいしょうほう し しょう ひと  
参照)、さらに、障害者差別解消法を知らなかった障がいのない人  
わりあい やく わり ほうりつじたい しゅうち すす  
の割合が約7割となっており、法律自体の周知が進んでいないという  
じょうきょう  
状況にあります。

なか さっぽろし そっせん しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと  
こうした中、札幌市は、率先して、障害者差別解消法に基づき、  
けんしゅう じっし ごうりてきはいりよとう じれいしゅうしゅう とりくみ じっし  
研修の実施や合理的配慮等の事例収集などの取組を実施していく  
ことで、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。

しょう がいのある ひと たい ぎゃくたい ほうし そうきはっけん  
また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のため、  
つうほう そうだんたいせい じゅうじつ ぎゃくたい お とき かんけい  
通報・相談体制を充実するとともに、虐待が起こった時には、関係  
きかんとく れんけい てきせつ しえん おこな しょう  
機関等との連携による適切な支援を行っていくなど、障がいのある  
ひと けんりようご とりくみ すいしん ひつよう  
人の権利擁護のための取組を推進していく必要があります。

きほんほうしん  
◆基本方針

きほんほうしん しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと しょう りゆう さべつ  
基本方針1 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別  
かいしょうおよ ごうりてきはいりよ ていきょう すいしん と く  
の解消及び合理的配慮の提供の推進に取り組みます。

きほんほうしん しょうがいしゃぎゃくたい ほうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう  
基本方針2 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に

かん ほうりつ しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう もと しょう しゃ  
 関する法律（障害者虐待防止法）に基づく障がい者  
 ぎゃくたい ぼうしとう しょう ひと けんりようご すす  
 虐待の防止等、障がいのある人の権利擁護を進めます。

◆基本施策

基本施策1 障がいを理由とする差別の解消の推進

基本施策2 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的  
 配慮を受けやすくする環境の整備

基本施策3 権利擁護等の推進

基本施策4 障がい児・者虐待防止の推進

◆基本施策1 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法の啓発・広報に努め、市民や民間事業者等の理解を促進します。
- 札幌市職員に対し、「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」に基づく職場研修を実施することで、法律の理解促進及び適切な対応能力の向上を図ります。
- 「札幌市共生社会推進協議会」の開催を通じて、障がいがある人の日常生活を支える関係機関による自主的な差別の解消の取組を推進し、障がいのある人が地域で安心して生活する環境づくりをめざします。

＜重点取組＞

◆市民向けフォーラムの実施（新規）

障害者差別解消法の周知にかかるフォーラムを実施し、広く

しみん たい しょうがいしゃさべつかいしょうほう ないよう しゅうち しょう  
市民に対して、障害者差別解消法の内容を周知するとともに、障  
がい等への理解促進を図ります。

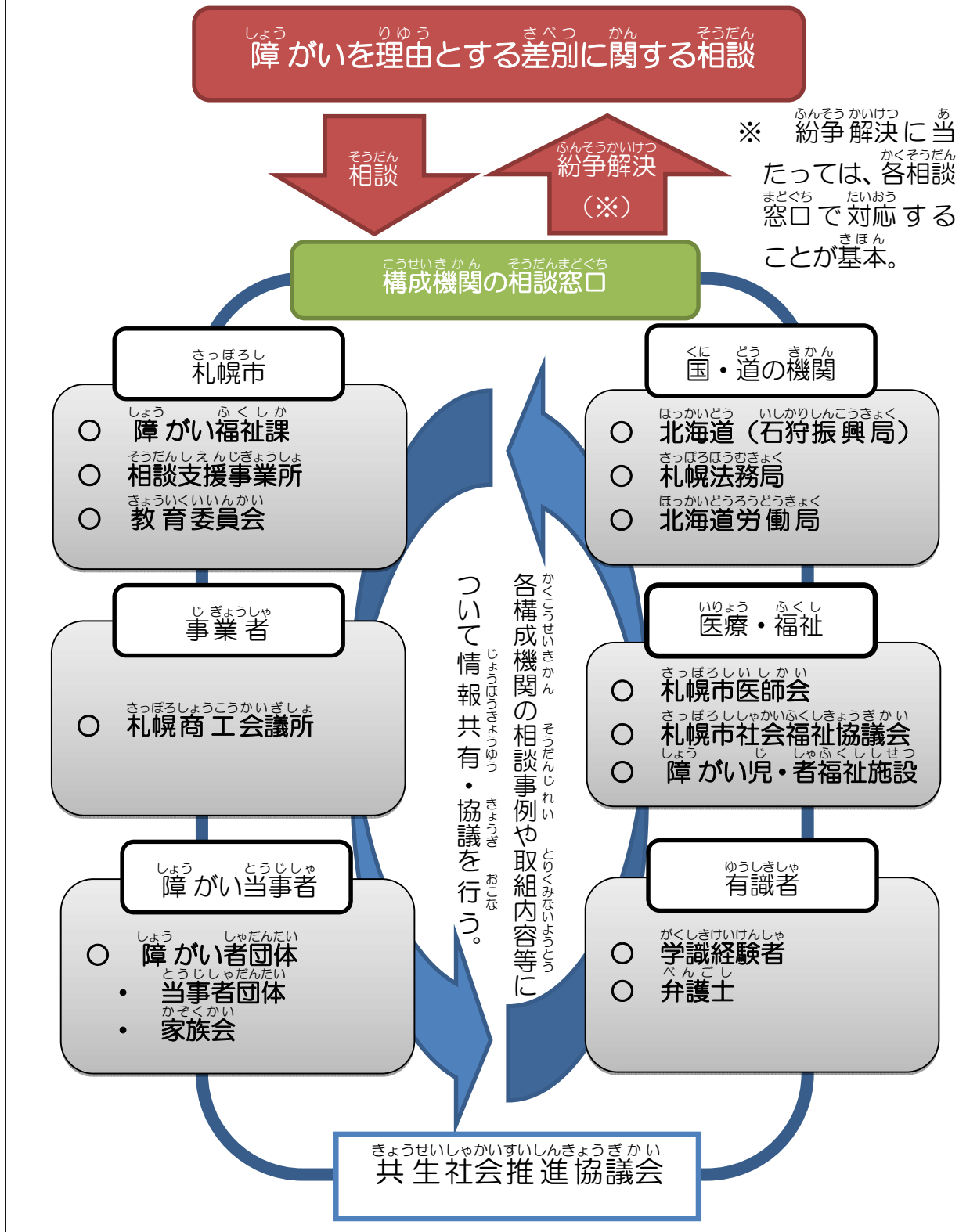
#### ◆ 職員研修の実施

しょうばけんしゅうとう つう さっぽろししょくいん たい しょうがいしゃさべつかいしょうほう  
職場研修等を通じ、札幌市職員に対する障害者差別解消法  
や、障がい者理解の促進を図ることで、各職場における障がい  
のある人への配慮を徹底していきます。

また、市役所の内外を問わず、対応事例等を蓄積し、共有する  
ことで、市役所組織全体として、障がいのある人への対応力の  
向上を図ります。

#### ◆ 札幌市共生社会推進協議会の開催（新規）

さっぽろし くに ほっかいどう いりょう じぎょうしゃ ふくしかんけいしゃ しょう  
札幌市、国、北海道、医療、事業者、福祉関係者など、障がい  
がある人の日常生活を支える関係機関や障がい当事者（家族を  
含む。）によって、定期的に障害者差別解消法に係る相談事例や  
取組内容等について情報共有や協議を行うことで、それぞれの  
機関の自主的な取組を推進し、障がいがある人が地域で安心して  
生活できる環境づくりを行います。



基本施策2 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的  
配慮を受けやすくする環境の整備

- 行政機関においては、窓口などにおける障がいのある人に対する配慮を徹底します。
- 障がいのある人が円滑にその権利を行使できるよう、市全体で必要な環境の整備やそれぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮の提供を行える環境の整備を図ります。

◆ 市民向けフォーラムの実施（新規）（再掲）  
⇒ 54～55ページ参照

◆ 職員研修の実施（再掲）  
⇒ 55ページ参照

◆ ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がい等の理解促進（新規）（再掲）  
⇒ 37～38ページ参照

◆ 選挙における配慮  
札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙のお知らせと音読した音声版の選挙のお知らせを、関係世帯に配布します。

また、投票所における介添えや、点字の候補者名簿・点字器・老眼鏡・文鎮・コミュニケーションボード等の常備など、障がいのある人に配慮した投票環境を整備するとともに、選挙人が自らの意思に基づき投票できるよう、様々な配慮を行います。

◆ 会議等における配慮

障がいのある人が参加する会議等においては、障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。

基本施策3 権利擁護等の推進

- 障害者基本法、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」などの制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努めます。
- 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- 障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

＜重点取組＞

◆ 権利擁護等に係る相談支援の充実

障がい者あんしん相談運営事業、成年後見制度利用支援事業の一層の推進により、障がいのある人の権利擁護のための相談

しえんたいせい きょうか はか  
支援体制の強化を図ります。

### ◆北海道障がい者条例の普及

ほっかいどう かんけいきかん れんけい しょう ひと けんり ようこ  
北海道や関係機関と連携し、障がいのある人の権利の擁護と  
しょう ひと く ちいき すいしん はか  
障がいのある人が暮らしやすい地域づくりの推進を図るため  
せいてい ほっかいどうしょう しゃじょうれい ふきゅう つと ちいき  
に制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域に  
けんりようこ ふく そうだんたいせい じゅうじつ はか  
おける権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。

### 【参考】北海道障がい者条例について

しょう あんしん ちいき く しゃかい  
障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを  
めざ しょう ひと けんりようこ く ちいき すいしん  
目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進  
ほっかいどう せいてい じょうれい  
するために北海道が制定した条例です。

おも しさく はしら つぎ  
主な施策の柱は次の3つです。

- 1 しょう ひと く ちいき すす  
障がいのある人の暮らしやすい「地域づくり」を進めます
  - 2 ちいき い い く はたら しょう しゃ おうえん  
地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します
  - 3 しょう ひと ぎゃくたい さべつどう けんりようこ すす  
障がいのある人の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます
- さっぽろし ほっかいどうしょう しゃじょうれい もと しょう  
札幌市においても、北海道障がい者条例に基づき、障がいのある  
ひと しょう ひと とも く めざ  
人も障がいのない人も、共に暮らしやすいまちづくりを目指してい  
きます。

### 基本施策4 障がい児・者虐待防止の推進

- しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう かか けいはつ こうほう つと しょう  
○ 障害者虐待防止法に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい  
じ しゃぎゃくたい かん そうだんたいせい じゅうじつおよ かんけいきかん れんけい  
児・者虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による  
てきせつ しえん すす  
適切な支援を進めます。



じゅうてんとりくみ  
＜重点取組＞

◆ しょう しゃぎやくたいぼう したいさくとう すいしん  
障がい者虐待防止対策等の推進

しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう もと しょう しゃぎやくたいそうだんまどぐち  
障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待相談窓口にお  
ぎやくたいつうほう そうだん うけつけ おこな やかん きゅうじつたいおう  
いて虐待通報・相談の受付を行うとともに、夜間・休日対応  
ののための きんきゅうまどぐち せっち じかん 24にち  
時間の緊急窓口を設置することにより、24時間365日の  
つうほううけつけ おこな  
通報受付を行います。

つうほううけつけご そうだんしえんじぎょうしょ かんけいき  
また、通報受付後は、相談支援事業所をはじめとする関係機  
かん れんけい てきせつ しえん おこな きんきゅういちじほ  
関との連携により、適切な支援を行うとともに、緊急一時保  
ご ひつよう じあん しない にゅうしょしせつとう れんけい  
護が必要な事案については、市内の入所施設等との連携によ  
すみ ほご おこな  
り、速やかな保護を行います。

た せみなーとう かいさい けいはつりーふれっと はいふとう  
その他、セミナー等の開催、啓発リーフレットの配布等に  
しょう しゃぎやくたいぼうし かん ふきゅう けいはつ おこな ぎやくたい  
より、障がい者虐待防止に関する普及・啓発を行い、虐待  
よぼう そうきはっけん つと  
予防や早期発見に努めます。

◆ ぎやくたいぼうしねっとわーくかいぎ かいさい しんき  
虐待防止ネットワーク会議の開催（新規）

さっぽろし くに ほっかいどう いりょう けいさつ ふくし かんけいきかん しょう  
札幌市、国、北海道、医療、警察、福祉などの関係機関や障  
とうじしゃ かぞく ふく ていきてき しょう じ  
がい当事者（家族を含む。）によって、定期的に、障がい児・  
しゃ ぎやくたいぼうし じょうほうきょうゆう れんけいきょうか はか  
者の虐待防止のための情報共有や連携強化を図ることで、  
ぎやくたい ぼうし ぎやくたい う ひと じんそく てきせつ しえん  
虐待の防止や、虐待を受けた人への迅速かつ適切な支援を  
かのう たいせいせいび おこな  
可能とする体制整備を行います。